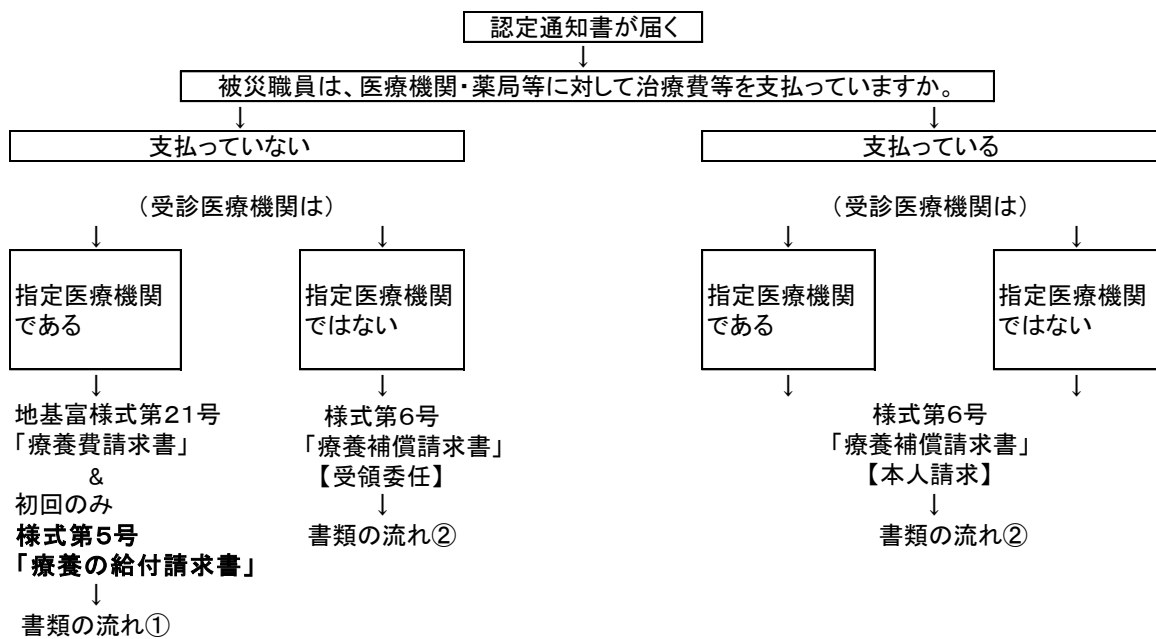


療養補償にあたって

療養補償の請求にあたっては、以下をよくお読みいただき、枠内の注意事項に特にご注意くださいいただきますようお願いいたします。

I 療養補償の請求手続き



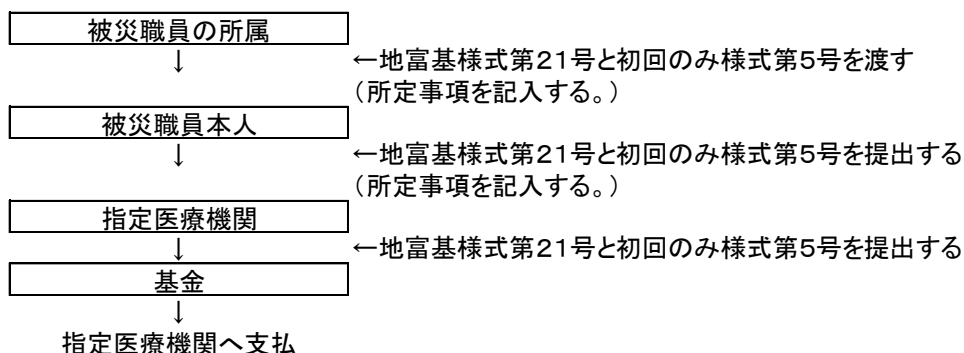
※指定医療機関において療養を受けるためには、初回の請求時のみ療養の給付請求書（様式第5号）を必ず添付してください。（転医により新たに指定医療機関を受診した場合も同様です。）

○指定医療機関

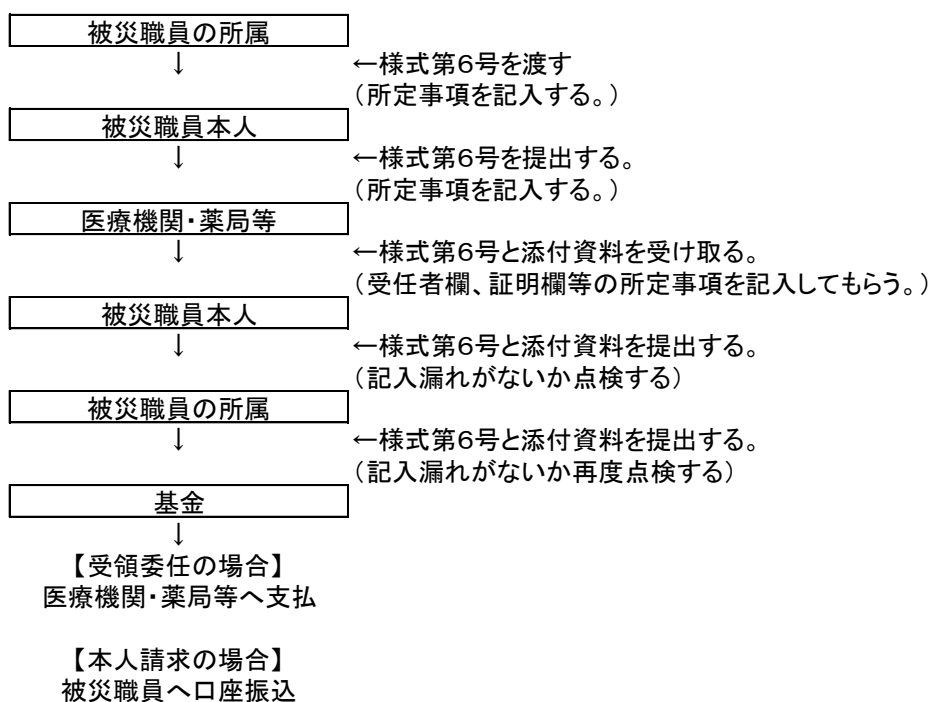
国立病院機構富山病院、国立病院機構北陸病院、富山労災病院、北陸中央病院、厚生連高岡病院、厚生連滑川病院、済生会富山病院、済生会高岡病院、富山赤十字病院

※公務災害（通勤災害）と認定された傷病の治療については、原則として共済組合員証は使用できないことになっています。誤って、あるいは、やむを得ず共済組合員証を使用した場合には、その後の事務手続きが煩雑になるのを避けるため、できる限り医療機関の協力を得て、初診から遡って共済組合員証を使用しなかった形の処理ができるように対応してください。

書類の流れ① 地富基様式第21号「療養費請求書」&初回のみ様式第5号



書類の流れ② 様式第6号「療養補償請求書」



II 療養の範囲

職員が公務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、概ね以下の範囲で療養補償が受けられます。

1 診察

- ①医師及び歯科医師の診察（往診を含む）
- ②療養上の指導および監視
- ③診断上必要なあらゆる科学的定性検査、顕微鏡検査、レントゲン検査およびその他の検査
- ④診断書、処方せんその他意見書等の文書

診断書については、補償の実施上必要なものに限られ、服務関係で職場に提出するためなど他の目的に使用するものは認められず、原則として1災害につき1通の診断書となっています。

公務災害・通勤災害の認定に使用した診断書料には、消費税法及び同施行令の規定により、消費税はかからないことになっています。

2 薬剤または治療材料の支給

- ①医師が必要と認めた内服薬及び外用薬
- ②治療材料（ガーゼ、包帯、油紙、容器、コルセット、固定装具、副木など）
- ③医療器材（便器、氷のう、水枕など）

洗面器、コップ、タオル…補償の対象となりません。

・コルセット、松葉杖等の補装具費用の請求にあたっては、医師の証明書が必要となります。

・院外処方による薬割の請求にあたっては、医師の処方せんの写しを添付してください。

3 処置、手術その他の治療

①通常は、病院などにおける処置及び手術などをいいます。特に輸血については、親族や友人等から受けた場合でも一般の輸血と同様に補償の対象として取り扱われます。

②その他の治療について

・理学療法等（マッサージ、はり、きゅう等）…医師が療養上必要と認めた場合に限り、補償の対象となります。

理学療法等の費用の請求にあたっては、医師の同意書（理由、必要期間を明記）を添付する必要があります。

・柔道整復師による施術…脱臼又は骨折の患部に対する応急手当としての施術、打撲又は捻挫の患部に対する施術について認められます。脱臼又は骨折の患部に対する施術で応急手当でない場合には医師の同意が必要となります。

柔道整復師による施術の費用の請求にあたっては、医師の同意書の添付又は、請求書の医療機関証明欄に「本件施術に関し、〇〇病院〇〇医師の同意を得ている」旨の記載が必要となります。

ただし、すでに症状が固定し、もはや医療効果が期待できなくなっているにもかかわらず、単に症状が残存していることのみをもって漫然と治療を続けているような場合には、必要な治療とは認められません。そのような場合には「治ゆ」として認定し、残存症状についてはその状態に応じ障害補償の対象とします。

4 自宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

- ①通院が困難な者に対し、医師が行う計画的な医学管理
- ②継続して療養を受ける状態にある者で、医師が必要と認めた場合の看護師等の行う療養上の世話又は診察の補助（訪問看護事業者によるものを含む）
- ③重症のため医師が常に看護師（看護師がいないためにこれに代わって看護を行う者を付した場合を含む）の看護を要するものと認めた場合の看護料（②に掲げるものを除く）

5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

①病院又は診療所への入院

- ・入院室…普通室（通常一般の患者が入院する場合の入院室）が標準となります。

【上級室・個室が認められる場合】

- ・被災職員が傷病の状態から隔離入院が必要である場合
- ・緊急に入院治療する必要があるが、普通室は満床である場合
- ・その他特別な事情があると認められる場合

上級室・個室に入院したとき（入院室料差額の請求があるとき）は、「上級室・個室等証明書」を添付してください。

・冷暖房費、電気代…入院料とは別に病院などから当然に請求されるものについては補償の対象となります。

・寝具料…入院した病院などから寝具の貸付を受け、これを使用したときには、その負担した額が補償の対象となります。

- ・食事料…補償の対象となります。

②病院又は診療所における療養に伴う世話その他の看護

a 健康保険における基準看護

b 重症のため医師が常に看護師（看護師がいないためにこれに代わって看護を行う者を付した場合を含む）の看護を要するものと認めた場合の看護料

c 看護師又はこれに代わって看護を行う者を得られないためにこれに代わって家族が付き添った場合は、その付添いの費用

※標準看護を実施している病院に入院している場合には、当該病院に勤務する看護従事者以外の者による看護は、特別な事情がない限り必要なものとは認められません。

看護料の請求にあたっては、「看護証明書」を添付してください。看護料金は慣行料金によって支払うことになっていますので、個別にご相談ください。

6 移送

災害の発生場所から病院、診療所などへ移送する場合、病院、診療所などへ受診又は通院する場合の交通費などです。

通院のための交通費は一般には電車、バスなどの交通機関について認められるものであり、タクシーなどの利用は、特別な事情のない限り認められません。

その他請求にあたってご注意いただきたいこと

・補償の対象となるのは、公務災害・通勤災害に認定された傷病に係る療養補償のみです。
「傷病名」の欄に、認定傷病名以外の傷病名（私傷病）もあわせて記載することのないようにしてください。

・本人請求の場合には領収書（原本）の添付が必要となります。

・受領委任の場合には療養補償請求書の「文書取扱料」の請求はできません。

III 転医

転医については、必ず主治医の許可を得て支部に連絡してください。無断転医や重複診療は原則として必要な療養とは認められませんので注意してください。転医先の医療機関における療養に係る請求については原則として転医同意書(転医前の医療機関の同意書)が必要です。

IV 治ゆ

療養の必要がなくなったときは、「治ゆ報告書」をすみやかに任命権者を通じて基金支部までご提出ください。

なお、災害補償上の「治ゆ」とはいわゆる「完全治ゆ」だけでなく「医学上一般に承認された治療方法によって傷病に対する療養の効果を期待し得ない状態（療養の終了）となり、かつ、残存する症状が自然経過によって到達すると認められる最終の状態（症状固定）に達したものをいいます。

※なお、請求書の記載方法やその他公務災害・通勤災害に関する詳しい内容につきましては、支部の発行する「災害補償の手引」を併せてごらんください。

お問合わせ先

地方公務員災害補償基金富山県支部
(富山県経営管理部人事課内)

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

TEL 076-444-3161 (直通)

FAX 076-444-3484